

まちの不燃化推進事業活動団体に対する助成金交付要領

制 定 平成23年3月31日 都地ま第2127号（局長決裁）
最近改正 令和8年2月1日 都防第1554号（局長決裁）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱（以下「支援制度要綱」という。）第19条に定める助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

2 この要領による活動助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）及び支援制度要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、補助金規則及び支援制度要綱の例による。

第2章 まちの不燃化推進事業活動団体に対する助成

（対象経費等）

第3条 支援制度要綱第19条の助成金の対象となる経費は、次の各号に定める経費の合計の5分の4以内の額とする。

- (1) プラン又はルール等の案、まちの不燃化推進事業促進のための広報に要する資料、若しくは参考資料等の印刷費（印刷に伴う版下作成費・DVD等の複製費を含む。）
- (2) 地域住民等の意識調査又はアンケート調査資料等の印刷費（印刷に伴う版下作成費・DVD等の複製費を含む。）
- (3) 勉強会又は見学会等の実施に要する会場使用料及び機材使用料等
- (4) 勉強会又は見学会等の実施に要する講師等への謝礼
- (5) 地域住民等に対して参加者を公募して行う見学会等の実施に要する交通費又はバス等借上費
- (6) 横浜市地域まちづくり推進委員会の出席に要する交通費（鉄道又は路線バスに限る。）
- (7) プラン又はルール等に基づく、まちの不燃化推進事業推進のための関係機関等との連絡調整に要する交通費（鉄道又は路線バスに限る。）
- (8) 資料等の郵送費（電話代及び電子メール等通信料は除く。）
- (9) 用紙等事務用品費（単価1万5千円以上の物品の購入は除く。）
- (10) 担い手育成のために要する物品費（飲食料品の購入は除く。）
- (11) まちづくりニュースに関する広報のための掲示板並びにルールの名称及び区域等を示す看板において、次に挙げる項目のいずれかに要する費用

- ア 製作
- イ 設置
- ウ 移設
- エ 修繕
- オ 撤去

(12) まちの不燃化推進事業活動団体等が主催するイベントや見学会等の活動において、特に必要と認める保険料

(13) その他市長が特に必要と認める活動経費

- 2 前項第5号の助成金の額は、6万円を限度とする。
- 3 第1項第10号の助成金の額は、5万円を限度とする。
- 4 第1項第11号において、地域まちづくりプランに基づく掲示板を設置する場合は、除くものとする。

(交付申請)

第4条 支援制度要綱第19条の助成について、補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める助成金交付申請書の提出期日は、毎年1月の末日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- 2 支援制度要綱第19条の助成について、補助金規則第5条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする者が提出する書類は、まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。
- 3 支援制度要綱第19条の助成について、補助金規則第5条第2項第2号の規定により助成金の交付を受けようとする者が提出する添付書類は、まちの不燃化推進事業活動団体助成金収支予算書（第2号様式）を用いなければならない。
- 4 支援制度要綱第19条の助成について、補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - (1) 第3条第1項第5号、第7号、第10号又は第13号の経費を含めるときは、当該経費に関する説明書類（ただし、第7号の経費においては、横浜市内の移動に係る経費を除く。）
 - (2) 第3条第1項第11号の経費を含めるときは、設置位置図、計画図、見積書（2人以上）の写し及び土地使用承諾書等の写し
- 5 申請の場所が本市の所有地の場合に限り、前項第2号の土地使用承諾書等の写しにおいては、所管課と事前協議の上、交付決定通知後に速やかに提出することに替えることができる。
- 6 支援制度要綱第19条の助成について、補助金規則第5条第3項の規定により市長が助成金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補

助事業等の遂行に関する計画に関する事項

- (2) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(交付決定通知)

第5条 支援制度要綱第19条の助成について、補助金規則第6条第3項の規定による補助金の交付を決定しない旨の決定通知は、まちの不燃化推進事業活動団体助成金不交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

- 2 支援制度要綱第19条の助成について、補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(交付変更申請)

第6条 前条第2項に規定するまちの不燃化推進事業活動団体助成金交付決定通知を受けた者がやむをえない理由により、交付申請を行った合計金額の増額及び活動収支予算書に示す項目の追加について変更する場合は、まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付変更申請書（第5号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の変更申請書には、まちの不燃化推進事業活動団体助成金収支変更予算書（第6号様式）、変更後の活動計画書及び活動計画の変更における協議会等の意思決定を示す書類を添付しなければならない。ただし、当初交付決定を受けた金額に変更がない場合は、活動計画の変更における協議会等の意思決定を示す書類を省略することができる。

- 3 第1項における交付申請額の変更を行った後の交付決定額は、予算の範囲内で、かつ、10万円を限度とする。ただし、支援制度要綱第19条第2項により、市長が特に必要があると認めた場合は、予算の範囲内で、かつ、30万円を限度とする。

- 4 第1項の助成金交付変更申請書の提出期日は、毎年1月の末日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(交付変更承認通知)

第7条 前条の申請において交付変更を認めない旨の通知は、まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付変更不承認通知書（第7号様式）により行うものとする。

- 2 前条の申請において交付変更の承認通知は、まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付変更承認通知書（第8号様式）により行うものとする。

(申請取下げの期日)

第8条 支援制度要綱第19条の助成について、補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める助成金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けてから14日後の日とする。

(実績報告)

第9条 支援制度要綱第19条の助成について、補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければ

ばならない。

- (1) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類 まちの不燃化推進事業活動団体助成金対象実績報告書（第9号様式）
- (2) 同規則第14条第1項第2号に基づく書類 まちの不燃化推進事業活動団体助成金収支決算書（第10号様式）
- (3) 同規則第14条第1項第6号に基づき市長が必要と認める書類
 - ア まちの不燃化推進事業活動団体助成金領収書等整理票（第11号様式）
 - イ 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
 - ウ 活動の中で作成した印刷物等
 - エ 第3条第1項第5号、第7号、第10号又は第13号の経費を含めたときは、当該経費を使用した活動の実績報告書又はこれに代わる書類
 - オ 第3条第1項第11号の経費を含めたときは、掲示板設置等完了報告書（第12号様式）

カ まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付決定通知書（第4号様式）の写し

- 2 支援制度要綱第19条の助成について、補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への記載を省略させることができる事項は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項とする。
- 3 補助事業者等は、当該助成金を受けて行う活動の完了後30日以内又は当該助成金を受けて行う活動が完了した日に属する年度の末日のいずれか早い日までに、第1項の書類を市長に提出しなければならない。

（助成金額の確定通知）

第10条 支援制度要綱第19条の助成について、補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、まちの不燃化推進事業活動団体助成金額確定通知書（第13号様式）により行うものとする。

（交付の時期等）

第11条 支援制度要綱第19条の助成について、補助金等の交付の目的を達成するため、補助金規則第17条の規定により、補助事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができるものとする。

（助成金交付の請求）

第12条 支援制度要綱第19条の助成について、補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付請求書（第14号様式）により行わなければならない。

- 2 前項の請求書に添付する書類は、まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付決定通知書（第4号様式）の写し又はまちの不燃化推進事業活動団体助成金額確定通知書（第13号様式）の写しとする。

（助成金の返還請求）

第13条 支援制度要綱第19条の助成について、既に第10条の額を超える助成金が交付されている場合の補助金額確定の通知及び補助金規則第20条第2項の規定による補助金等返還の命令は、まちの不燃化推進事業活動団体助成金額確定通知及び返還請求書（第15号様式）により行うものとする。

第3章 雑則

（財産の処分の制限）

第14条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、第3条第1項第11号の掲示板及び看板について10年とする。

（関係書類の保存期間）

第15条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、10年とする。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る助成から適用する。

附 則 （改正 平成25年4月1日 都地ま第132号、局長決裁）

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 平成26年1月31日 都地ま第1844号、局長決裁）

この要領は、平成26年1月31日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 平成26年3月31日 都地ま第2675号、局長決裁）

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 平成28年8月1日 都地ま第607号、局長決裁）

この要領は、平成28年8月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 平成30年6月19日 都地ま第335号、局長決裁）

この要領は、平成30年7月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 令和3年3月22日 都防第1893号、局長決裁）

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きか

ら適用する。

附 則 （改正 令和3年7月16日 都防第566号、局長決裁）

この要領は、令和3年7月16日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。施行日の前日までに申請した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則 （改正 令和4年4月1日 都防第12号、局長決裁）

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 令和5年3月24日 都防第1558号、局長決裁）

この要領は、令和5年3月24日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 令和8年2月1日 都防第1554号、局長決裁）

この要領は、令和8年2月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市 市長

申請者	団体名	
	地域まちづくり グループ登録 又は 地域まちづくり 組織番号	
	所在地	〒
	代表者 職・氏名	

横浜市地域まちづくり支援制度要綱第19条に定める助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及びまちの不燃化推進事業活動団体に対する助成金交付要領を遵守します。

助成金を受けて行う活動の目的	複数選択可 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりプランの策定等 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール策定の策定等 <input type="checkbox"/> 地区計画の策定等 <input type="checkbox"/> 防災アクションマップの作成等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
助成金を受けて行う活動の内容（概要）	
交付を受けようとする助成金の額	¥ . -
添付書類	1 活動計画書 2 まちの不燃化推進事業活動団体助成金収支予算書（第2号様式）

（助成金の手続きのほかに「横浜市市民協働条例」に基づく協働契約の締結もできます。）
（助成金額等は変わりません。）

まちの不燃化推進事業活動団体助成金収支予算書

団体名 _____

1 収入

項 目	金 額	説明（負担者及び負担方法等）
まちの不燃化推進事業活動団体助成金 (A)		
合 計 (B)		(B) ≥ (C)

2 支出（助成金対象経費分）

項 目	数量 (単位)	単 価	金 額	説 明
合 計 (C)	/	/		(C) × 4 / 5 ≥ (A)

まちの不燃化推進事業活動団体助成金
不交付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

印

年 月 日に交付の申請がありましたまちの不燃化推進事業活動団体助成金については、審査の結果、助成金の交付をしないことと決定しましたので、通知します。

1 不交付決定理由

まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

横浜市長

印

年 月 日に交付の申請がありましたまちの不燃化推進事業活動団体助成金については、次のとおり交付の決定をしましたので、通知します。

交付決定額	¥ . -
交付時期	請求書受理後30日以内
交付条件	<ol style="list-style-type: none">この助成金は助成金を受けて行うまちの不燃化推進事業活動団体の活動のために使用し、他の目的のためには使用しないでください。この助成金は、収支予算書（第2号様式）に記載される支出以外には使用できません。助成金を受けて行うまちの不燃化推進事業活動団体の活動の目的又は内容、若しくは助成金の交付を受けようとする助成金の額を変更しようとするときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。助成金を受けて行うまちの不燃化推進事業活動団体の活動を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。助成金を受けて行うまちの不燃化推進事業活動団体の活動の遂行が困難となったときは、速やかに横浜市に報告し、その指示を受けてください。助成金を受けて行う活動が終わり次第、速やかに別に定めるまちの不燃化推進事業活動団体助成金対象実績報告書を提出してください。ただし、助成金交付要領第11条の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けている場合は、活動が完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該助成金を受けて行う活動が完了した日に属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出し、精算を行ってください。申請者は、法令の定め並びに助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他横浜市の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行ってください。剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。虚偽の申請若しくは報告、その他不正な手続きで助成金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めます。当該助成に関する事項について、報告を求め又は調査を行うことがあります。

(看板及び掲示板の助成がある場合)

- 11 申請者は、次の事項に留意して施設等を整備してください。
 - ア 作業には十分な安全対策を行ってください。
 - イ 請負契約を締結するときは、掲示板又は看板に係る契約不適合条項を含めてください。
- 12 この助成金を受けて設置した掲示板及び看板は、申請者の責任のもと、良好な状態を保ち維持管理を行ってください。
- 13 この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとする場合は、市長の了承を受けてください。ただし、この助成金の交付を受けた全部に相当する金額を市に納付した場合、地域まちづくり活動助成金確定通知及び返還請求書の交付日から10年間を経過した場合は、この限りではありません。

まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付変更申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市 市長

申請者	団体名	
	地域まちづくり グループ登録番号	
	所在地	〒
	代表者 職・氏名	

年 月 日 第 号により決定通知を受けたまちの不燃化推進事業活動団体助成金について、変更を行いたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。
なお、今回申請する経費については、他の助成金等は受けていません。

助成金を受けて行う活動の変更内容（概要）	
交付を受けようとする助成金の額	¥ . - (当初 交付額 ¥ . -)
添付書類	1 まちの不燃化推進事業活動団体助成金収支変更予算書（第6号様式） 2 変更後の活動計画書 3 活動計画の変更における協議会等の意思決定を示す書類

〔助成金の手続きのほかに「横浜市市民協働条例」に基づく協働契約の締結もできます。
(助成金額等は変わりません。)〕

まちの不燃化推進事業活動団体助成金収支変更予算書

団体名 _____

1 収入

項 目	金 額	説明（負担者及び負担方法等）
まちの不燃化推進事業活動団体助成金 (A)		/
合 計 (B)		(B) ≥ (C)

2 支出（助成金対象経費分）

項 目	数量 (単位)	単 価	金 額	説 明
合 計 (C)	/	/		(C) × 4 / 5 ≥ (A)

まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付変更不承認通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

印

年 月 日に交付の申請がありましたまちの不燃化推進事業活動団体助成金変更については、審査の結果、認めないこととしましたので、通知します。

1 不交付決定理由

まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付変更 承認通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

横浜市長



年 月 日に交付の申請がありましたまちの不燃化推進事業活動団体助成金変更については、次のとおり承認しましたので、通知します。

交付決定額	¥ . -
当初の交付決定額及び交付決定日	¥ . - (年 月 日)
交付時期	請求書受理後30日以内
交付条件	<ol style="list-style-type: none">この助成金は助成金を受けて行うまちの不燃化推進事業活動団体の活動のために使用し、他の目的のためには使用しないでください。この助成金は、収支予算書（第2号様式）に記載される支出以外には使用できません。助成金を受けて行うまちの不燃化推進事業活動団体の活動の目的又は内容、若しくは助成金の交付を受けようとする助成金の額を変更しようとするときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。助成金を受けて行うまちの不燃化推進事業活動団体の活動を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。助成金を受けて行うまちの不燃化推進事業活動団体の活動の遂行が困難となったときは、速やかに横浜市に報告し、その指示を受けてください。助成金を受けて行う活動が終わり次第、別に定めるまちの不燃化推進事業活動団体助成金対象実績報告書を提出してください。申請者は、法令の定め並びに助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他横浜市の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行ってください。剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。虚偽の申請若しくは報告、その他不正な手続きで助成金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めます。当該助成に関する事項について、報告を求め又は調査を行うことがあります。

(看板及び掲示板の助成がある場合)

11 申請者は、次の事項に留意して施設等を整備してください。

ア 作業には十分な安全対策を行ってください。

イ 請負契約を締結するときは、掲示板又は看板に係る契約不適合条項を含めてください。

12 この助成金を受けて設置した掲示板及び看板は、申請者の責任のもと、良好な状態を保ち維持管理を行ってください。

13 この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとする場合は、市長の了承を受けてください。ただし、この助成金の交付を受けた全部に相当する金額を市に納付した場合、地域まちづくり活動助成金確定通知及び返還請求書の交付日から10年間を経過した場合は、この限りではありません。

まちの不燃化推進事業活動団体助成金対象 実績報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市 長

報告者

団体名	
地域まちづくり グループ登録 又は 地域まちづくり 組織番号	
所在地	〒
代表者 職・氏名	

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けたまちの不燃化推進事業活動団体助成金の対象活動の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

助成金を受けて行った活動の成果	
交付決定額	¥ . -
助成金受領額	¥ . -
受領日	
助成金の執行額	¥ . -
差引残額	¥ . -
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 まちの不燃化推進事業活動団体助成金収支決算書（第10号様式） 2 まちの不燃化推進事業活動団体助成金領収書等整理票（第11号様式） 3 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し 4 活動の中で作成した印刷物等 5 まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付決定通知書（第4号様式）の写し

まちの不燃化推進事業活動団体助成金領収書等整理票

【別紙】

交付決定額	
-------	--

領収書・レシートの日付	金額（円）	摘要（品目・数量）		
印刷費				
印刷費小計				
会場使用料				
会場使用料小計				
郵送費				
郵送費小計				
事務用品費				
事務用品費小計				
その他経費				
その他経費小計				
小計				
視察等の交通費・バス借上費				0.80
担い手育成のために要する物品費				0.80
担い手育成のために要する物品費小計				0.80
対象経費の支出合計				
決算後の助成金の額				

助成率	助成金精算額（円）
0.80	
0.80	
0.80	

上限
6万円

上限
5万円

掲示板設置等完了報告書

地域まちづくり活動 団体名 又は 地域まちづくり組織名		
設置場所 （地番まで記入）		<input type="checkbox"/> 道路、公園等公有地 <input type="checkbox"/> 民有地
土地の所有者及び 借地権者の使用承諾	<input type="checkbox"/> 土地の使用について承諾を受けている。	
設置年月日	年 月 日	
設置等完了写真	（ 遠 景 ）	
	（ 近 景 ）	
添付書類	1 設置位置図	

※ 複数の場所で設置等を行ったときは、その場所ごとに作成し提出してください。

まちの不燃化推進事業活動団体助成金額確定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長



年 月 日に報告を受けましたまちの不燃化推進事業活動団体助成金について、実績報告書等の審査の結果、次のとおり助成金の額を確定しましたので、通知します。

1 確定額

¥ _____ . -

まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付請求書

年 月 日

（請求先）
横浜市 長

請求者	団体名	
	地域まちづくり グループ登録 又は 地域まちづくり組織 番号	
	所在地	〒
	代表者 職・氏名	(ふりがな)

（請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません）

年 月 日 第 号で（交付決定・額確定）の通知を受けたまちの不燃化推進事業活動団体助成金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求金額

¥ _____ . -

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫		支店
預金種目	普通・当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

※ 請求者と口座名義が異なるときは、請求者による委任状を添付してください。

3 添付書類

(1) まちの不燃化推進事業活動団体助成金交付決定通知書（第4号様式）の写し又はまちの不燃化推進事業活動団体助成金額確定通知書（第13号様式）の写し

まちの不燃化推進事業活動団体助成金 額確定通知及び返還請求書

第 号
年 月 日

(請求先)

様

(請求者)

横浜市長

印

年 月 日に報告を受けましたまちの不燃化推進事業活動団体助成金について、実績報告書等の審査の結果、次のとおり助成金の額を確定しましたので、通知するとともに、既にその額を超える助成金が交付されていますので、確定額を超える部分の助成金の返還を請求します。

1 確定額

¥ _____ . -

2 確定額を超える部分の額

交 付 決 定 額 ¥ _____ . -

確 定 額 ¥ _____ . -

確定額を超える部分 ¥ _____ . - (今回請求額)

3 返還請求額

¥ _____ . -

4 返還期限

この請求書の交付を受けてから30日以内

5 返還方法

請求額を別添の納付書とともに横浜市指定金融機関等（別紙参照）の窓口にお持ちください。